

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成22年5月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第2条第4号中「第8条の2の3第6項」の右に「（法第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第7号中「第8条の2の3第5項」の右に「（法第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加える。

第8条第2項中「第35条の10」を「第35条の13」に改める。

第16条の2第1項中「第8条第3項及び第4項」の右に「（法第36条第1項において準用する場合を含む。）」を、「第8条の2第3項」の右に「（法第36条第1項において準用する場合を含む。）」、第8条の2の5第3項を加える。

第16条の3中「第8条の2の3第6項」の右に「（法第36条第1項において準用する場合を含む。）」を、「第5号様式の2」の右に「又は第5号様式の3」を加える。

第21条第2項中「配達証明郵便又は内容証明郵便により」を「郵便法第44条に規定する配達証明又は内容証明の郵便物として」に改める。

第5号様式の2の次に次の様式を加える。

第5号様式の3（第16条の3関係）

京都市 消防署達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

京都市 消防署長



特 例 認 定 取 消 書

あなたの管理する下記防火対象物（ 年 月 日京都市 消防署指令第 号認定）は，消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項第 号に該当するため，同項の規定に基づき，特例認定を取り消す。

記

1 防火対象物の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 用 途

2 特例認定の取消しの理由となる事実

教示

この処分に不服があるときは，この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に，京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは，当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）。

第6号様式中「第41条第1項第2号」を「第41条第1項第3号」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

(消防局予防部)